

2023年10月25日

浜松市長 中野 祐介 様

浜松市議会市民クラブ  
会長 齊藤 晴明

## 2024年度の市政運営に対する政策提言

先に示された「令和6年度予算の編成方針」並びに「浜松市戦略計画2024の基本方針」を受け、市民クラブとして2024年度市政運営に対する政策提言をいたします。

令和6年度予算編成方針では、原油価格・物価高による市民生活への影響が懸念される中、各政策・事業の効果検証と再構築を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、中期財政計画に基づく規律ある財政運営を行い、人口減少・少子化対策、デジタル・スマートシティ推進、脱炭素化など、持続可能な社会への対応を始めとした必要な諸施策を積極的に推進するとしています。

私たち市民クラブは、「ものづくりのまち浜松」の地域経済や社会を根底から支えている勤労者をはじめとする市民の声や意見を具体的な施策や予算に反映していきたいと考えています。

財政規律の維持と市民サービスの向上は二律背反ではありません。

市民の収める税金が無駄なく効率的に使われ、安全・安心な生活づくりの施策が更に充実し、広く市民がウェルビーイングを感じられるよう2024年度予算編成に向けた会派の考えをまとめ、以下、政策提言いたします。

※ 提言内容は黒字にて記載

※ 浜松市回答は、囲み青字にて記載

## 【重点提言】

1. 農産品・観光・産業・まち・子育てなどの本物志向・付加価値を高め都市ブランド力を付けるよう、市長直下に新たに民間人も含めたブランド戦略室を創設すること。

### 【観光・シティプロモーション課、人事課、政策補佐官】

都市ブランド力の向上に向けて、民間専門人材を都市ブランド戦略マネージャーとして活用するとともに、SNS等のコミュニケーションツールやデジタルマーケティング等の最新技術を積極的に導入するなど、引き続き全庁的な推進体制のもと、市民や企業、団体等とも連携して本市の魅力発信に取り組んでまいります。

2. 頻発する豪雨に対する水災害対策として、県の水災害対策プランに整合した浜松市総合雨水対策の見直しを行うとともに、その対策を早急を実施すること。

### 【河川課】

2022年台風第15号の被害を踏まえ、馬込川及び安間川の水災害対策プランや浜松市総合雨水対策計画を見直しており、中・上流における支川の流下を促進するための暫定改修、流域の貯留施設等について、県と市が連携して検討しています。

見直した計画に基づき、河川整備、雨水貯留施設、河川管理施設などの対策のみならず、あらゆる関係者が協働した流域治水を実施してまいります。

3. 少子化対策について、結婚新生活支援事業の大幅な拡充、家族形成意識の醸成事業の大規模な展開と合わせ、他都市で実施している子育て世代を全力で応援することを明確なメッセージとして届けられる事業を行うこと。

### 【次世代育成課】

結婚新生活支援事業を拡充し、国の交付金の要件を満たす新婚世帯に対し、結婚する際の経済的な負担を軽減できるよう支援してまいります。

家族形成意識の醸成事業では、早い段階から家族形成の重要性や自らのライフデザインについて考えられるよう対象年齢を拡大します。

また、浜松市の充実した子育て環境や支援制度の情報発信に取り組んでまいります。

## 【提言】

### 1. 産業・経済

- (1) 農業に従事する年代の若返りの為、若い世代が農業に興味を持ち、職業としての新しい魅力を感じてもらえるよう、農業のスマート化・企業化を推進し、新しい時代にあった新たな農業の形を模索する企業を応援する制度を整えること。

### 【農業水産課、農業振興課】

引き続き、浜松スマート農業推進協議会によるスマート技術の情報収集と発信を進めるとともに、必要な支援策が適切に活用されるように、関係者への制度の周知を図ってまいります。

また、静岡県との連携などにより、引き続き法人化の取組を推進します。

## (2) 農業委員会の DX について

農地の現地確認作業は、推進委員が紙地図に基づいて現場をデジタルカメラで撮影し、そのデータを農業委員会事務局に手渡す仕組みとなっているが、一連の作業はタブレットを活用し DX 化することで迅速な情報共有と合わせ業務効率の向上が図られることから 37 名の推進委員にタブレットを支給し DX 化を進めること。

### 【農地利用課、農業委員会事務局】

農地利用最適化推進委員が利用状況調査にタブレットを活用することで、紙資料による調査に比べて調査時間が短縮され、作業効率が向上することが期待できる一方、一定のコストが掛かること、利用状況調査の期間が約 2 か月半と短期間であること、操作方法や情報管理といった利用者教育などの課題もあります。費用対効果を含め、最も適した DX 化の方向性を模索してまいります。

(3) 担い手耕作地の集積・集約化に支障となっている耕作放棄地の再生工事費を助成する荒廃農地再生事業については、経営規模拡大に向け、少しでも早く耕作地を拡大させたい営農者にとって、年度末の希望調査、年度明けからの申請、採択、事業実施までの期間が長く、希望通りの作物の植え付けが出来ない懸念がある。このため作物の植え付けなどでの影響が出ないように制度の見直しを行うこと。

### 【農地利用課、農業委員会事務局】

年度の早い時期に交付決定ができるよう、前年度から要望調査や現地調査を行っているところですが、事務手続きの迅速化を図るなど交付申請受付から交付決定までの事務処理期間の短縮に努めてまいります。

(4) 農業の担い手育成について、小・中学校での出前講座や現地見学・体験学習に加え、高校生・大学生のインターンシップやもうかる農業を実践している営農者の話を聞くなど農業に触れる機会を作るキャリア教育を積極的に推進すること。

### 【農業水産課】

出前講座は小中学校からの依頼が大部分ですが、対象は広く一般までとしていることから、今後も広く「浜松市の農業」について周知を進めてまいります。また、農業に関する課題を持つ高校を中心としたスマート農業などの情報提供や、専門職大学との連携の継続などにより、将来の就農者確保に結び付けるよう取り組んでまいります。

(5) 森林整備にあたっては、野生動物の獣害発生削減や景観改善、及び水源涵養なども考慮し、落葉広葉樹林化なども行うこと。

### 【林業振興課】

本市は広大な森林を有しており、立地条件や経営管理状況等、各林地に応じた整備が必要になります。つきましては、引き続き、FSC 森林認証制度に基づく基準の順守や県の「森の力再生事業」を活用した荒廃森林対策としての落葉広葉樹林化の推進等により、森林の状況に応じた適切な整備を進めてまいります。

(6)岡山県ではアマモの生育環境や底生生物の生育環境改良のため、牡蠣殻を海底に敷き底質改良に取り組んでいる。また牡蠣殻は有機石灰肥料として農業利用もされている。アマモ場が失われつつある浜名湖も牡蠣養殖が盛んであることから、これら牡蠣殻の再利用に取り組むこと。

【農業水産課】

アマモ場の回復など、環境に配慮した取組を行う事業者に対して、引き続き支援を行います。また、管理者である静岡県を中心として、漁業関係者とも協力することで、閉鎖性水域である浜名湖に適した、効果的な資源回復に努めます。

(7)新設のスポーツ担当部長は「みる」・「する」・「ささえる」スポーツの側面ごとに、

①経済効果が発生し、かつ市民のスポーツへの興味を喚起する「みるスポーツ」面では、従来の市民スポーツの延長線無く、産業視点でプロチーム誘致を行い、同時に賑わいを作り出す仕組みも検討すること。

【スポーツ振興課】

現在浜松市では、5つのプロスポーツチームが活躍しているところです。本年度以降、江之島ビーチコートの整備や浜松アリーナの大規模改修など大型事業が控えており、これを契機に施設の規模やコンセプトに即した運営手法、プロチームとの連携についても可能性を探ってまいります。また、プロスポーツの拠点化とともに、5チーム間の連携強化、大規模な大会、合宿の誘致など、賑わいの創出に引き続き取り組み、多くの市民が集い、交流する魅力あるまちづくりに繋がる仕組みの構築を進めてまいります。

②人を元気にする「するスポーツ」面では、誰もが希望するスポーツに好きなだけ打ち込めるよう、河川敷グラウンド整備や体育館の空調などの環境整備に努めること。

【スポーツ振興課、公園課、公園管理事務所】

河川敷での新たなグラウンドの整備については、現在のところ計画はありませんが、既存グラウンドの適正な維持管理に努めるとともに、スケートボードなどの新たなニーズに応えられるよう、一部改修を計画しています。

また、体育館への空調設備の設置については、施設規模や利用状況などに応じて、大規模改修の際や新規施設の整備の際に導入を検討してまいります。

③社会貢献としての「ささえるスポーツ」面では、市民がボランティアや地域指導員に参加しやすい環境づくりを行うこと。

以上「みる」・「する」・「ささえる」で「スポーツ文化都市」を宣言するに相応しい取り組みを行うこと。

【スポーツ振興課】

各種情報の一元化を図り、する側とささえる側が活用しやすい環境づくりを進め、それぞれのニーズに応じた、だれもが気軽にスポーツ活動をささえることができる機会の創出、仕組みづくりを研究してまいります。

(8)バイクのふるさとを国内外にアピールしていくために、大阪の街中トライアルコンテスト「City Trial Japan」のように街中でのトライアル競技の開催による中心市街地の賑わい創出や、岩手県で開催されているイーハトーブトライアルのように中山間地や海・湖を巡る官民連携によるやまいかトライアルレースの開催でのまちおこしを行うこと。

【産業振興課】

バイクのふるさと浜松において、トライアルデモンストレーションを継続実施しながら、街中等での実施について他都市での取組事例を参考に開催場所等に関して調査研究してまいります。また、全日本トライアル選手権のPRに努めてまいります。

## 2. 子育て・教育

(1)友愛のさと診療所、子どものこころの診療所の初診申込みから診察に至るまでの待機期間短縮について、目標を定め、その目標に向けた対策を急ぎ講じること。

【障害保健福祉課】

友愛のさと診療所、子どものこころの診療所の初診待機期間の短縮については、現在もソフト、ハードの両面から様々な対策を講じておりますが、初診待機期間を解消するには至っていない状況です。

目標は、初診待機者の解消であり、引き続きソフト、ハードの両面からの対策を検討してまいります。

(2)子ども医療費助成について、来年度から6歳児までの通院無償化を実施が予定され評価するが、更に経済的負担や心理的不安を軽減するため、高校生世代までの拡充をすること。

【子育て支援課】

医療費助成については、限られた財源の中、医療保険制度本来の受益者負担の観点及び子育て世帯の負担軽減を考慮して、一部無償化による子育て世帯に対する経済的負担・心理的不安の軽減を図ってまいります。また、国に対しても統一的な助成制度の創設を引き続き要望してまいります。

(3)放課後児童会について、早期の待機児童の解消をすること。また、夏休みなど長期休暇のみ利用者のための対策について、昨年度提言の回答として検討するとしてしたが、早期に実施すること。

【教育総務課】

放課後児童会の待機児童解消に向けては、これまで行ってきた定員拡大の取組みを今後も引き続き進めるとともに、それらに加えて、例えば、民間事業者による新たな放課後児童会の開設など、民間活力の導入も視野に入れ、様々な取組みを検討・実施してまいります。

また、夏休みなど長期休暇中のみの利用にあたっては、人材確保や実施場所、費用負担などの課題があることが分かりました。一方でニーズが多いことも承知しており、引き続き対策を検討してまいります。

(4)子育て中の親のストレス解消の為の理由での一時預かりや家事支援や育児支援などリフレッシュで臆することなく申し込みが出来るように、案内や HP 等への表記し、一時預かりの現場に周知され、受け入れられるよう努力すること。

**【子育て支援課、幼児教育・保育課】**

子育て中の保護者が子育てを離れてリフレッシュすることを目的として、一時預かり事業の利用のほか、ファミリーサポートセンターやはまずくヘルパー事業を活用できることをホームページや事業のチラシにわかりやすく掲載し、周知してまいります。

また、受け入れ先の事業者等に対しても、事業の目的として改めて周知し、受け入れ先の確保に努めてまいります。

(5)通常教室にいられない児童でも、少しの工夫により通常教室での学びの時間を確保できる可能性がある。作業療法士を導入し、一人一人に合ったアドバイスを学校生活で活かしていくことで、すぐに施設に繋げるだけではない選択肢を増やすこと。

**【教育支援課】**

子供たちの多様なニーズに対応するため、2018（平成 30）年度から作業療法士と言語聴覚士を巡回相談員に加え、心身機能や言語面等での発達の課題に対して、見立てや支援方法について助言しています。

助言を生かした支援をするとともに、必要があれば適切な関係機関へつなげ、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学びの保障に努めてまいります。

(6)校外学びの教室は市内10カ所と年々増加しているが、需要に応えられるように更なる増設をすべきと考える。併せて通いたくても通えない方に対して送迎の対応を実施すること。

**【教育支援課】**

今後のまなびの教室の拡充については、増加する不登校児童生徒数の動向及び支援ニーズに応じて、個々の子供が必要な支援を受けられるよう、2025（令和 7）年度からの新たな第 4 次浜松市教育総合計画において定めてまいります。

校外まなびの教室の利用者の送迎の実施は、現時点では想定しておりませんが、交通手段の在り方につきまして、今後研究してまいります。

(7)小中学校校舎の早期改修について

老朽化が進む小中学校校舎を複合施設化や、小中一貫校も視野に入れ改修を進めること。併せて、和式トイレ全廃を目指し、早期の洋式化を進めること。

**【学校施設課】**

小中学校校舎の改築や大規模改修については、現在、策定を進めている次期学校施設整備計画に基づき、公共施設の複合化や小中一貫校の検討も含め、2025（令和 7）年度以降に抜本的な対応に着手する予定です。また、トイレの洋式化についても、当該計画や改正バリアフリー法対応と整合性を図る中で、全面洋式化に取り組んでまいります。

(8)長期間の猛暑が通常となっており、緊急避難所や避難所の役割に加え、児童・生徒の教育活動である体育の授業や地域住民の生涯スポーツの場となる小中学校の体育館において熱中症対策が急務となっている。そのため、文京区小中学校 25 校で導入実績のあるスポットバズーカなど費用対効果が高い空調設備の導入を至急行うこと。

**【学校施設課】**

小中学校体育館への空調設備導入については、現在、策定を進めている次期学校施設整備計画の中で、教育活動、避難所、社会体育等の利用を踏まえた整備標準の策定を予定しており、その中で費用対効果も含めて検討してまいります。

(9)保育料多子軽減の年齢制限撤廃

静岡市では、令和 5 年 4 月から、第 2 子以降の保育料を無償化している。同じ政令指定都市で子育てに差があってはならないと考える。多様化している家庭環境に対応していくため、上の子供の年齢に限らず保育料多子軽減の年齢制限撤廃を市独自で実施すること。

**【幼児教育・保育課】**

現在、保育料を半額にしている第 2 子及び無償としている第 3 子以降の対象年齢のカウント方法を来年度から見直し、多子世帯における第 2 子以降の保育料負担を軽減することで、子育て世代を支援してまいります。

(10)子供たちが夢を諦めてしまう事がないよう部活動の地域移行については、市としてどうしていくべきか早急に議論、検討を重ね、国の方針に左右されない方向性を作り上げること。

**【指導課】**

本市では、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、地域クラブ活動協議会において、2026（令和 8）年 8 月までを改革推進期間とし、地域の実情に応じて地域移行できるよう検討を進めております。また、改革推進期間は、休日の部活動は現行通り継続することとしました。

地域クラブ活動協議会において議論を重ね、本市の実態に応じた、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる具体的な方策を検討してまいります。

(11)小中学校において産休や育休での年度途中の欠員対応のための教員探しでは、校長や教頭が個々人の人脈を頼って退職教員に依頼の連絡をするなどしてもなかなか見つからず、厳しい状況になっている。そのため、定年前に短時間勤務を希望する教員を調査し、再任用短時間勤務の教職員を、定数内でなく定数外とし市単独予算にて採用すること。

**【教職員課】**

年引上げに伴い、来年度以降は 60 歳を超えたフルタイムでの正規の教員が増加することになります。制度完成までの移行期においては、定年前再任用や暫定再任用を含めた教員の構成が大幅に変化するため、移行期における教員全体のバランスを見極めながら、市単独加配の必要性について検討してまいります。

(12)小中学校の不登校が増え続けている状況を改善するために、子ども基本法に沿ってこどもの声を聞き、学校が子どもたちの居場所となるように取り組むこと。

【教育支援課】

様々な悩みを抱える不登校傾向の児童生徒に寄り添うためには、校内での信頼できる専門家の支援が必要であり、全校に配置しているスクールカウンセラーを活用した取組等を引き続き充実してまいります。

(13)「はままつ未来議会」をはじめとするユースカウンシル施策については、「はままつ未来議会」に参加した中学生たちがその後も継続して参加できる事業などに再編成し、若者の行政参画意識の醸成に寄与する施策とすること。

【次世代育成課、広聴広報課】

子どもや若者が自ら考え行動し、主体的にまちづくりなどに参画する施策について調査・研究してまいります。

あわせて、若年層の意見を市政運営の参考にするとともに、市政参画意識の醸成を図るため、市政に対する若年層の現状認識や関心・ニーズを把握するアンケート調査を新たに実施します。

(14)少子化対策と継続的定住対策の強化として「一年以上定住する意思がある」という緩い条件で交付可能な既存の『結婚新生活支援事業補助金制度』を見直し、一定期間の定住を約束するなど移住施策同様に規約違反の際は返金する制度に変え、一時的ではない浜松定住を促す。また所得税・市民税等での税収も視野に所得制限なしで実施すること。

【次世代育成課】

結婚新生活支援事業補助金は、少子化対策として多くの対象者に広く活用していただきたいため、定住に関する交付要件は「1年以上定住する意思があること」のみとしています。

また、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用していることから、所得制限を設けて事業を継続してまいります。

(15)少子化対策には出会いの機会創出を支援することが重要であるため、はたちのつどい当日の2次会や、中学校・高校の同窓会、また結婚式の2次会などへ補助金を支出するなど、まちなかのにぎわい創出にも繋がる取組を行うこと。

【次世代育成課】

結婚につながる効果的な出会いへの支援について、他都市の事例等も参考に調査・研究してまいります。

(16)少子化対策として、引佐地区体育振興会が主催する「スポ婚いなさ愛に恋」を市内全域に拡張し、誰もが参加しやすい出会いの場を提供すること。

【次世代育成課】

市内で開催される男女の交流・出会いの場を創出するイベント等について、浜松市のホームページで紹介するなど、引き続き支援してまいります。



### 3. 安全・安心・快適

(1) 長期間の猛暑が通常となっており、緊急避難所や避難所の役割に加え、地域住民の生涯スポーツの場となる協働センターなどの体育館において熱中症対策が急務となっている。そのため、明治神宮野球場など大型施設での導入実績があり、導入のコストも通常の空調機に比べ低価格となっているスポットバズーカなど費用対効果が高い空調設備の導入を至急行うこと。

#### 【市民協働・地域政策課】

協働センター体育館における熱中症対策として、現在は窓の開放や大型扇風機の使用により、対応しているところです。

体育館への空調設備の導入にあたっては、導入に伴う利用者負担への影響、他の公共施設とのバランス、費用対効果等を踏まえ、総合的に判断してまいります。

(2) 西区の九領川のように、浸水想定域にある川に道路が沿っている場合などを中心に岡山市のように浸水被害軽減を目的として道路地下に雨水貯留管整備を行うこと。

#### 【河川課】

九領川の治水対策は、都田川水系河川整備計画に基づき、河道拡幅及び河床掘削を順次実施しております。また、九領川上流において貯留施設を整備するなど、下流に負荷を与えない治水対策の検討を行ってまいります。

(3) 馬込川流域、安間川流域の貯留能力の向上と、透水性舗装を導入するなど、あらゆる手段を使って浸水被害の軽減を講ずること。

#### 【河川課、道路保全課】

県水災害対策プランや浜松市総合雨水対策計画に基づき、河川整備、流域貯留施設の整備など、あらゆる関係者が協働した流域治水による対策を実施しており、来年度は、馬込川及び安間川の流域において、小中学校の校庭や公園に雨水貯留施設の整備を実施してまいります。

今後も、あらゆる関係者と協働し、地域の実情に応じた効果的な対策を検討し、計画的かつ着実に進めてまいります。

(4) 道路に降った雨水を側溝に素早く確実に流すために適当な間隔でグレーチングが設置されていることが多いが、施行時期が古い場合には、グレーチングが設置されず大雨時に側溝への流入に時間が掛かり、道路冠水に至る懸念がある。そのため、適度な間隔でのグレーチング設置を計画的に進めること。

#### 【道路保全課、道路企画課】

道路冠水が常習的に発生する箇所については、側溝に流れる水量や舗装の状況等を十分に現地調査したうえで、対策が必要と判断した場合には、既存の側溝蓋をグレーチングに掛け替えるなど、道路冠水発生の防止に努めてまいります。

(5)災害時の最大の弱者である医療的ケア児や高齢者、または小さい子どものいる方の避難時の安全確保のために、デジタルを活用した避難支援システムを構築すること。

**【危機管理課】**

災害時避難行動要支援者は、市内に約 13 万人おり、氏名、住所、種別などを位置情報とあわせて避難行動要支援者管理システムで管理しています。その要支援者の名簿を、消防や警察など関係機関に事前配布し、災害時の安否確認が迅速にできるようにしております。

デジタルを活用した避難支援システムにつきましては、現在、各社でシステムが開発され始めている状況にあることから、これらのシステムが本市の要支援者の避難支援に活用できるのかを今後、調査、研究してまいります。

(6)悲惨な交通事故を道路施設整備面から減らしていくため、暫定措置の「矢羽根道路標示」ではなく、道路横断面の再配分を最大限利用して自転車通行専用帯の整備を進めること。

**【道路企画課】**

自転車ネットワークを形成するため、自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起するための矢羽根型路面表示の設置を進めるとともに、道路横断幅員の状況等を踏まえ、道路空間の再配分による自転車専用通行帯の整備を検討してまいります。

また、今後の道路改良や道路新設においては、自転車道や自転車専用通行帯の設置を検討してまいります。

(7)倒木の恐れがある街路樹や、倒木の可能性は低くとも街路樹の根上りなどにより歩道が安全に通行できない場所などでは、対象樹木を伐倒のうえ低木に植え替え、歩道面の整備を行うこと。また雑草で見通し悪化する中央分離帯の植栽も廃止し、コンクリートで固めるなど、交通安全と同時に手間を掛けずに管理できるようにすること。

**【道路保全課】**

街路樹については、街路樹再整備方針に基づき、まずは緊急輸送道路及び国県道の高中木の点検・診断を行い、診断の結果、倒木の恐れがある不健全な高中木から順次、廃止しているところ。また、歩行者の通行に影響を及ぼすような根上がり箇所については、路面の修繕を行っておりますが、路面修繕だけでは対応が難しい場合には、街路樹の廃止も行ってまいります。

中央分離帯については、交通事故の発生状況を考慮しつつ、見通しが悪く視距の改善が必要な箇所、または交通安全対策等による交差点改良にあわせて、植栽帯の廃止を行ってまいります。

(8)市有施設や市有地、および河川の土手の除草については、除草作業者の確保も難しくなっていることから、防草シート・ロボット草刈り機導入など積極的に行い、低コスト化した上で除草回数を増やすなど、住民苦情を減らしていくこと。

【道路保全課、河川課】

草刈りロボットの使用については、電源の確保が必要など一定の制約があるため、これらが解決可能な場所であり、低コスト化、作業効率化が見込まれる場所について導入を進めてまいります。また、防草シートについては、景観や敷設後の道路への影響を考慮したうえで使用を検討してまいります。

斜面が多い河川堤防の除草については、他の自治体における斜面での作業に対応した自走式草刈り機の導入実績等を踏まえ、今後、市においても導入を検討してまいります。

(9)交通事故数ワーストワンを脱するために、交通安全に特化した取り組みを行う部局横断的な交通安全担当部署を新設すること。

【道路企画課】

警察や交通安全協会、安全運転管理協会や市の関係部局にて組織する「浜松市交通事故防止対策会議」を中心に、第11次浜松市交通安全計画に掲げる重点施策をオール浜松体制で推進し、引き続きワーストワン脱却に向けて取り組んでまいります。

(10)コロナ禍の影響を受けた乗車人数の減少とバス運転手の不足から公共交通の一部退出があり、地域・事業者・行政の三者で現行の公共交通を守る新たな取り組みが始められた。しかしながら、バス停が遠く、路線バスでは行きたいところに行けない、タクシーは高く年金生活者には厳しいとの声があり、生活の足への不安を持っている方が多くいる。そのため、庄内地区で準備が進められている共助型交通の他地域への拡張や路線バスと共存するオンデマンド乗合タクシーなど新たな生活の足の検討を始めること。

【交通政策課、デジタル・スマートシティ推進課】

庄内地区で取り組みが開始された共助型交通については、タクシー事業者が営業エリアとする地域での実施は難しいため、他地域への拡張については既存交通事業者の理解を得て進める必要があります。また、交通空白地で運行する地域バスは、地域住民や交通事業者と協議し、運行しており、その中で細江地域、引佐地域については、ICT技術を活用した地域バスの運行を実施しております。オンデマンド乗合タクシーなど新たな取り組みについては、他都市の取り組みの研究や、本市における各種取り組みの検証を行い、引き続き、地域と協力し市民生活の足の確保に努めてまいります。

(11)地震や水災害で被災をした際に、ひとりで悩まずに遠慮することなく災害ボランティアへの助けを求められるように、災害ボランティアセンターやそこに関わる社会福祉協議会ならびに災害ボランティアコーディネーターの役割などの周知を行い、広く市民への理解活動を行うこと。

【福祉総務課】

災害時にボランティアの相談がしやすくなるように、災害ボランティアセンターや災害ボランティアコーディネーターの役割などの周知や、災害時に必要な人に必要な情報を届ける体制づくりを危機管理課や社会福祉協議会と連携し、引き続き市民への啓発活動の強化に取り組んでまいります。

(12)住宅地の特定空き家などの課題解決や、まちなかのリノベーション推進に向けて、市内の空き家に関するデータを常に更新し、広く市民が活用できるようにすること。

**【市民生活課】**

苦情や相談を元に空き家の情報のデータベースを作成していますが、個人の資産に関する情報であり、また防犯上からも市民に公表できません。

空家特措法の改正により、空家等管理活用支援法人を指定できれば所有者の同意を得た空家情報の提供が可能となることから、活用のためのマッチングが期待できます。

#### 4. 環境・エネルギー

(1)ごみ処理費削減の為、有料化による抑制的削減効果に頼るのではなく、ごみ削減への市民意識向上のため、市民が危機感を持つよう、現在の浜松市のゴミ事情の現状の周知活動を継続すると共に、ゴミ減量セミナーの出前講座の開催を能動的に推し進めること。

**【ごみ減量推進課】**

ごみの減量は、市民の参加と協力を得なければ進められないものです。改めて市民の皆様にごみ減量の目標値を共有するとともに、引き続き、様々な方法での啓発の実施と合わせ、市民の皆様がごみ減量・資源化に取り組める環境を整える施策を検討し、ごみ減量・資源化を進めてまいります。

(2)家庭ごみ有料化に向けた進め方

家庭ごみ有料化の前に、改めてごみ減量の目標値と期限を設定し、その削減目標に達しない時には有料化をスタートするなど市民の納得が得られる進め方を検討すること。

**【ごみ減量推進課】**

本市では、一般廃棄物処理基本計画の補助指標として、令和 10（2028）年度までに一人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を 404 g 以下とする目標値を設定しています。

ごみの減量・資源化には市民の皆様のご参加とご協力が必要不可欠であるため、改めてごみ排出量の目標値も示しながら、市民の皆様にごみ減量の必要性についてご理解いただけるよう周知啓発するとともに、ごみの減量・資源化に資する施策を進めてまいります。家庭ごみ有料化については、条例改正案を 2 月議会に提案していきますが、実施時期については、社会経済情勢に加え、毎年ごみの減量目標と排出状況も判断材料にしてまいります。

(3)旧浜北クリーンセンターで行われた「ごみの炭化燃料化」実証実験などの知見を活用し、市内の各地域性や住民規模に応じて最適化したごみ処理を行うこと。

**【ごみ減量推進課、廃棄物処理課】**

本市の一般廃棄物処理に有益な新しい資源化技術について、引き続き、様々な民間事業者との連携を通じた実証事業などの取組を進めるとともに、コスト面とのバランスに留意しながら、処理体制の効率化や安定化に資するごみ処理技術について調査研究を進めてまいります。

(4)カーボンニュートラルについては市街地や住宅地での先進的な取組と、中山間地での森林活用によるクレジット活用など、浜松市のポテンシャルを全て使って推進すること。特にクレジットについては市内企業に優先的に販売するなど地産地消を第一に考えること。

【カーボンニュートラル推進事業本部、林業振興課】

官民連携による脱炭素への取り組みを加速、波及させていくために「浜松市カーボンニュートラル推進協議会」を今年度に発足させました。同協議会の活動を通じ、市内外の会員企業の連携による分野横断的なプロジェクトの創出、実証及び実装を実施してまいります。

また、浜松市の豊富な森林資源の価値創造としてカーボンクレジットの活用を進めるため、今後、対象森林の選定や所有者の承諾等に加え、第三者機関の審査を受検することで、来年度中のカーボンクレジットの発行を目指してまいります。

併せて、発行したクレジットを市内企業等に効果的にPRし、地産地消に繋げてまいります。

(5)西区などに存在する耕作放棄地の有効活用として、農山漁村活性化法に基づく活性化計画にある林地化を活用し、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の吸収能力が高い早生桐などの早生樹を栽培し、建材や家具材、バイオマス燃料などへの活用をし、カーボンニュートラルの推進と合わせて、耕作放棄地の再利用、雇用確保などの事業化を推進すること。

【カーボンニュートラル推進事業本部、林業振興課、農地利用課、農業員会事務局】

早生桐を含めた早生樹の有効性について、他機関（天竜森林管理署及び県森林・林業研究センターなど）の研究内容を入手するなど、引き続き情報収集を進めてまいります。

その上で、カーボンニュートラルの推進と合わせ、耕作放棄地の活用については、農地法等の各制度に基づき、対応してまいります。

(6)NPO が西部清掃工場で開催している紙容器(紙マーク付紙製アイスクリームカップ、紙製ヨーグルトカップ、紙コップ)のリサイクルや家庭用はぶらしリサイクル事業のように家庭ごみ減量に資する民間の取組みは、市が全面支援をしてごみの減量化をさらに推進すること。

【ごみ減量推進課】

西部清掃工場環境啓発施設で実施している事業を含め、ごみの減量に関する民間の取組みに対して、周知等で協力することで民間の事業を後押ししたいと考えております。ごみの減量に積極的な方をはじめ、より多くの市民の皆さまに実践していただけるよう努めてまいります。

(7)浜松市快適で良好な生活を確保する条例(市民マナー条例)にてポイ捨てをしないように市民に呼び掛けているが、ポイ捨てゴミは減っていない状況である。令和4年の未来会議でごみのポイ捨てを減らすため、ごみを捨てたくなるようなごみ箱を設置が提案されていたが、市民マナー条例に頼るだけでなく、環境を守るための政策としてポイ捨てごみを無くするための具体的な対策を講じること。

【環境政策課、ごみ減量推進課、廃棄物処理課】

ごみ資源物の出し便利帳にポイ捨て禁止の記事を掲載し周知啓発してまいります。また、地域の取組みも重要であるため、環境美化に関する会議等においてポイ捨て禁止を積極的に周知していきます。

市民マナー条例についても、より効果的な周知啓発を行い、市民の行動変容を促してまいります。

- (8)家庭ごみ有料化検討状況の説明・意見交換の際に、市民から不法投棄が増えることを心配する声が多くあった。LINEでの不法投棄通報の仕組みが導入され市民協働の仕組みは整ったものの、不法投棄対策は強化すべきであり、そのために住民からの情報も生かして監視カメラの設置を増強すること。

【産業廃棄物対策課】

市民からの新たな通報手段も加わり、不法投棄箇所の傾向もより明確になってくることが想定されることから、カメラの設置箇所を慎重に見極め、不法投棄防止看板の設置や不法投棄防止パトロールと併せながら発生抑止に向けた対策を講じてまいります。

- (9)現在公園の樹木管理に利用している「タウンビバー」を使って家庭から出る剪定枝を回収し、現在回収拠点が遠いと感じている地域の居住者もみどりのリサイクル事業に参加できるようにし、ごみ減量をめざすこと。

【ごみ減量推進課】

タウンビバーを家庭から出る剪定枝の回収に活用するためには、車両自体の性能や再資源化の方法などに課題があると考えております。

多くの市民の皆さまにみどりのリサイクルを利用していただけるよう、利用しやすい拠点の設置など、費用対効果を考慮しながら市民の皆さまの利便性が向上するよう実施方法を検討してまいります。

## 5. 健康・福祉

- (1)温暖化が進み暑い日々が長期間続き、陽射しも厳しいことからサーラグリーンフィールドのサブグラウンドなどの観客席に日陰を作る屋根を設置すること。

【スポーツ振興課】

観客席への屋根の設置につきましては、現在、無料の貸出用テントを配備し、観客席上に設置する形で熱中症対策を図っているところです。

また、簡易テントは、選手側からの配備要望があることから、まずは双方のニーズに応じられるよう、簡易テントの追加購入を進めてまいります。

(2)健幸アプリをまだダウンロードしていない人に、散歩やウォーキング、ジョギングの薦めや、イベント啓発等、散歩やウォーキングを始めるきっかけ作りを紹介し、健幸アプリのダウンロードを推し進めること。

【ウエルネス推進事業本部】

今後も引き続き官民連携により、はままつ健幸クラブの周知、PRを図るとともに、健康やスポーツのイベント会場等において、ブースの設置などにより来場者へ散歩やウォーキングを薦めるなど、登録者確保に向けた取組を継続してまいります。また、アプリ機能の追加や新たな活用イベントの開催などにより、利用拡大に努めてまいります。

(3)認知症を理解し、認知症の方や家族を見守る“認知症サポーター”を一人でも増やし、安心して暮らせるまちづくりを目指した認知症サポーター養成講座を実施しているが、さらに認知症サポーターを増やすべきと考える。そのため、日中、外にいる中学生、高校生にも積極的に認知症サポーターになってもらう取組を行うこと。

【高齢者福祉課】

子供・学生は登下校や放課後等、日中に地域に出ている時間があり、認知症の人を見守る貴重なサポーターと認識していることから、引き続き教育委員会の協力を得ながら市内小・中学校に対して、認知症サポーター養成講座開催の働きかけを行い、また、高校等についても周知を行い、一人でも多くの認知症サポーターの養成に努めてまいります。

## 6. 文化・生涯学習

(1)ゆとりと想像力の強化を目指し、美術館での常設展示・特別展示以外にも、気軽に足を運べる街中でのアート展示・美術展、出張型移動型等、既存の展示方法にとらわれずに、アートに触れる機会の創出に取り組むこと。

【美術館】

企画展、特別展に加え、多種多様な館蔵品を多くの方にご覧いただく展覧会を継続的に企画するとともに、作者等を招いてのワークショップや担当学芸員によるギャラリー解説、学校や地域などに出向いての講座を引き続き行い、多くの方にアートに触れる機会を提供してまいります。

(2)収藏品紛失を起こした博物館は第三者委員会の指摘により廃棄も含め収藏品の管理強化を図っているが、現在廃棄を前提としていない現在の美術館の収藏品管理も課題がある。博物館同様、外部意見も採り入れて抜本的な管理手法の見直しを行うこと。

【美術館】

館蔵品の管理方針について、外部の専門家などからの意見も取り入れ、除籍の可能性を含めた基準を新たに策定することや、管理の強化を検討してまいります。

## 7. 地方自治・都市経営

(1) 財政については現状の健全な状況を維持することで、新型コロナウイルスまん延対策や大規模な災害への対策などに対し、従来通り即応できる体制を維持すること。

### 【財政課】

今後も引き続き、住民サービスを安定的かつ継続的に提供できる財政運営に努め、不測の事態に対しても即応できる体制を維持してまいります。

(2) 行政区再編後の地域自治のありかたについては、各地域の各々の事情に留意すること。その上で地域コミュニティ協議会の設置を行う地域には、コミュニティ担当職員が積極的にバックアップすること。またその状況を広く告知し他地域への理解促進に努めること。

### 【市民協働・地域政策課】

区再編後、協働センターのコミュニティ担当職員を2名体制とし、地域の事情に応じた地域支援を充実してまいります。その上で、地区コミュニティ協議会の設立の意向を示した地域には、規約の作成や総会の開催など、コミュニティ担当職員が設立に向けて積極的にバックアップします。また、設立した団体の事例を蓄積し、他地域へ広く紹介することで、地区コミュニティ協議会の理解促進に努めてまいります。

(3) 自治会の担い手不足が深刻化する中、兼業などによる職員の自治会などの活動参加がしやすくなるように、総務省が地方公務員法上問題ないと通知を予定している職員の特別休暇として「地域貢献活動休暇」(条例)を創設すること。

### 【人事課】

2024年4月から、職員の子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合等に取得できる両立支援休暇の新設を予定しています。その他の取得要件として、自治会などの地域活動に参加する場合も取得できる予定としており、職員が地域活動に参加しやすくなると考えております。

以上